

コラム「終活のすすめ」 相続の基礎知識

相続登記の義務化について



行政書士 清水栄さん
月3回無料相談会開催中。
予約はお電話かHPにて。
042-657-5016
090-3875-3484
http://sakaekt.com

こんにちは。行政書士の清水栄です。八王子で遺言、相続、成年後見などをメインに活動しております。今回は町会の閲覧板などでもお問い合わせが多い「相続登記の義務化」についてお知らせいたします。こちらは昨年11月にお知らせしましたが、再度、ごく簡単に伝えたいと思います。

義を亡くなった方のままにしておいてはいけない」ということです。亡くなったおじいさん名義の家、亡くなった母名義の土地などを生きている方に名義変更しなくてはなりません。それを3年以内に行わないと各1か所ずつ10万円(過料)がかかるといわれています。

変更するには相続人であることを確認するために戸籍謄本や住民票、印鑑証明書などを集め、相続人すべてが署名、押印した遺産分割協議書を作る必要があります。

もし、30年前に亡くなったおじいさんの名義の建物に住んでいたなら、おじいさんが亡くなった時の相続人、その相続人が亡くなった時には

御存じですか？

相続登記が義務化 されます

令和6年4月1日から

お済みじゃないんですか?!
正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が料される可能性があります。
もう登記せざるにはられない!

登記申請はお早めに!

詳しくは、東京法務局ホームページをご覧ください。
https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html

東京法務局

梶田町で侵入窃盗 窓ガラス割り侵入

侵入窃盗
◆2月14日、1階リビングの窓ガラスを割って侵入、梶田町・一戸建て、被害・約50万円

特殊詐欺
◆2月12日携帯電話でN.T.Tコールセンターをかたる

者から「お金を支払ってほしい」などと云われ、相手の指示したとおりアップルギフトカード等を購入し番号を教えた。南大沢五丁目、方法・電子マネー購入、被害・30万円

登記の期限がなかったため名義変更していない土地が九州の面積と同じくらいになり、そのままだと国や市町村の道路計画や建築計画、民間の経済活動にも支障が出るため今年の4月からやらないと罰金(過料)がかかるようになります。

3回開催の無料相談会をご利用ください。3月の無料相談会は12(火)、14(木)、22(金)です。ご予約はお早めに。

行政書士・清水栄(八王子生れ八王子育ち、商店会や町おこしにも尽力中)

今日の謎?

私誰?

- ①1953年3月3日誕生
- ②ブラジル出身
- ③「白いペレ」
- ④2002年~2006年日本代表監督